京都地方税機構法人税務課から
法人府民税・事業税
の申告書等の
法人市町村民税（京都市分を除く）
提出先のお知らせです

法人府民税・事業税（特別法人事業税を含む）と法人市町村民税の申告書や届出書は、京都地方税機構申告センターに提出（郵送可）をお願いします。

従来、申告書等は京都府と事業所のある市町村に提出していただいていましたが、現在では、京都地方税機構・申告センターに申告書等を一括して提出できることで納税者の方々の利便性の向上を図っています。

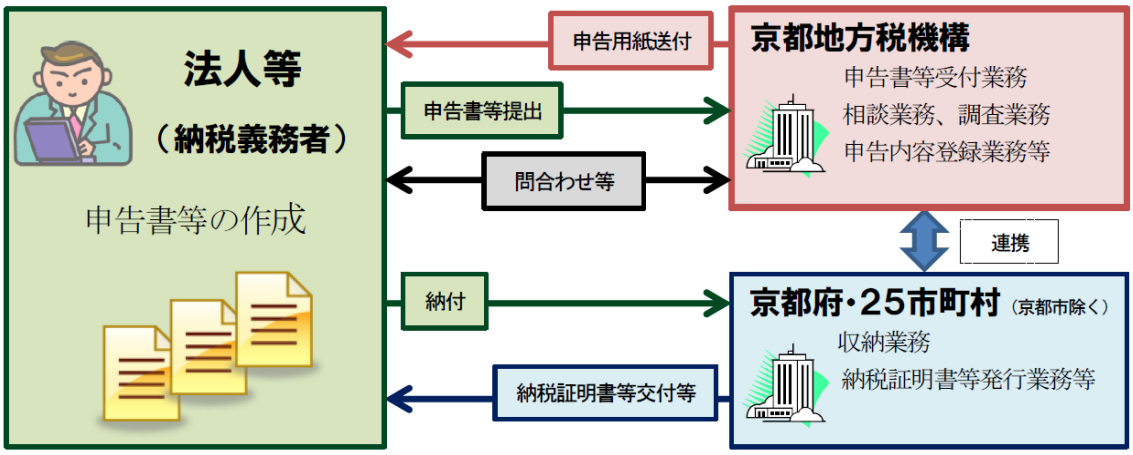

※納付手続、還付手続、納税証明書の発行は京都府及び各市町村において行います。

送付先

封筒貼付用にお使いください

〒602 － 8054
京都市上京区出水通油小路東入
丁子風呂町104-2
京都府庁西別館4階
京都地方税機構　申告センター

TEL
075 - 417 - 1371

【MAP】 京都府庁位置図

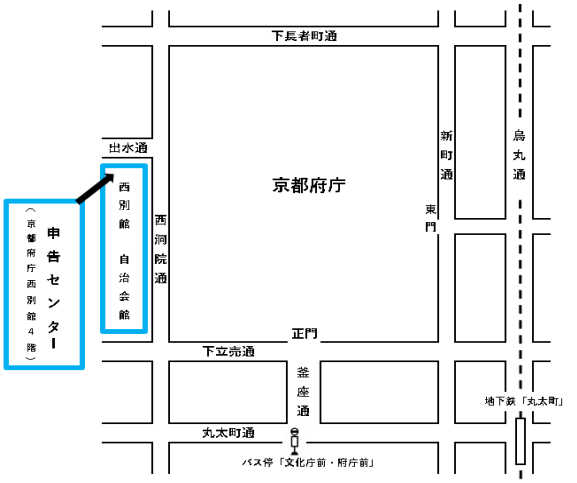

申告センターにお越しの際は公共交通機関をご利用ください。
（最寄り駅・地下鉄「丸太町」・バス「文化庁前・府庁前」）

京都地方税機構に申告書等を提出するにあたってのQ&A

Q1：京都地方税機構って何をするところですか？

A1：納税者の利便性の向上を図り、公平で公正な税務行政を実施するため、平成21年8月に設立された広域連合（特別地方公共団体）で、京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を共同して行います。

Q2：京都地方税機構法人税務課では何を行っているのですか？

A2：京都府内に事務所・事業所のある法人の府民税・事業税、法人市町村民税の申告書や設立・異動等届出書の受付のほか、申告内容の登録や申告用紙の一括発送を行うなど、京都府と各市町村が税額を決定するための各種事務を行っています。

Q3：京都府や市役所、町村役場に申告書等を提出できないのですか？

A3：京都地方税機構各地方事務所、京都府庁、府税事務所、京都府広域振興局、また市役所、町村役場へもそれぞれ提出していただけますが、なるべく京都地方税機構申告センター（表面下側参照）に提出をお願いします。

Q4：京都市へ提出する法人市民税の申告書等はどうすればよいのですか？

A4：京都市 市税事務所 法人諸税室（法人市民税担当）に提出してください。
（〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎地下1階　TEL075-222-3699）

eLTAX（エルタックス）のご案内

法人府民税・事業税（特別法人事業税を含む）及び法人市町村民税の申告・申請・届出、固定資産税（償却資産）の申告、個人住民税（給与支払報告書）の報告もインターネットで行えます。是非、こちらもご利用ください。

詳しくはeLTAX（エルタックス）ホームページをご覧ください。

https://www.eltax.lta.go.jp/

※eLTAX(電子申告）の提出先はこれまでどおり京都府・各市町村です。

京都地方税機構ホームページ　http://www.zeimukyodoka.jp/